

宝塚市立美座小学校 いじめ防止基本方針（改訂版）

令和2年度

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「自ら学び、心豊かでたくましい子どもの育成」を学校教育目標とし人権尊重の精神に基づき、心のつながりを大切にした教育を進め、自ら学ぶ力を伸ばし、健康で人間的な子どもを育てるため「よく考える子」「やさしい子」「努力する子」「たくましい子」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校はいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校でも全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように全教職員でいじめに対峙するため、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。平成29年に国と県がいじめ防止基本方針をそれぞれ改訂している。「宝塚市いじめ防止基本方針」を平成31年3月の改訂に伴い、本校のいじめ防止基本方針を改訂する。

1 基本的な考え方

- ① いじめを広く捉え、全ての児童に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 児童にも、「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させなければならない。そのため、児童も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する

2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であることから、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければならない。

本方針において「いじめ」とは、『本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ

て行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。』と捉える。

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

また、いじめの解消については次のように捉える。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月）止んでいること。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが解消に至っていない段階では、面談等で確認し、解消に至るまで、徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

3 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。いじめ防止委員会は、「いじめ」に当たるのかを判断し、解消の対処に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より機能的な役割を担う組織とする。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導、各学年のいじめ防止委員会担当教員、養護教諭等、実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等に当たっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

資料1

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- 推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができる組織体制を確立する。
- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の編成・実行・検証・修正を行う。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。
- いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有する。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。
- 校内研修の企画及び運営する。
- 保護者や地域の協力を得るとともに、学校の取り組みに関する情報提供を行う。
- 推進法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う。ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応する。

4 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定、見直し

いじめ防止等のための取り組み、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通じた計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

学校評価に当たっては、児童や地域の実情等を踏まえて、組織的対応の観点で評価する。また、学校運営協議会や学校関係者評価委員会においても、取り組み状況の点検・評価を行い、改善に努める。

資料2

5 いじめの未然防止

(1) 意義

全ての児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。

(2) 教育活動全体を通じた豊かな心の育成

人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

①人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、児童一人ひとりにしっかりと理解させ、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、児童の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。また、人権週間における重点的な取り組み、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

②道徳教育の実施

児童が道徳的な心情や判断力、道徳的な実践意欲や態度を育むことは、いじめ防止に有効である。生命を大切に作る心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育み、善悪の判断などの規範意識を持ち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。

③体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感の獲得に繋がる。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

④わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

学力に不安がある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む一つの要因となっている。児童にとって学ぶ喜びを感じることができるよう「わかる授業・楽しい授業」を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが、児童の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての一つとなることを教職員一人ひとりが認識し、授業改善に取り組む。

6 いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取り組みの中で、児童にSOSを発信してもらうことは重要である。しかし、児童が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み込むことができなければ、児童の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気づきにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。児童の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめ実態把握のため、学期に1回以上いじめに関するアンケート調査を実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録、共有する。また、回答結果に応じて、臨床心理士によるカウンセリングなども活用する。さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（小学校）」を活用し、いじめの早期発見に努める。

アンケートの保存期間について、回答用紙は児童が卒業するまで、回答を取りまとめた文書は5年間とする。

資料3

資料4

(3) 教職員と児童等との良好な人間関係の構築と相談機関の充実

児童や保護者から、安心して相談してもらえる教職員であるよう、日ごろからコミュニケーションを密にして、良好な人間関係を構築しなければならない。

アンケート実施後の全員面談や相談週間を設けるとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、学校の相談機能の充実に努める。

資料5

(4) 児童のSOSの発信できる力の育成

相談機能の充実に努めるとともに、児童が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につながることの重要性を理解する等、児童のSOSを発信できる力の育成を図る。

7 いじめへの対処

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。指導に際しては、いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。児童をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童生や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には早い段階からの確に
関わりを持ち、真摯に傾聴するとともに、安全を確保する。いじめの発見・通報を
受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、
組織的な対応を行う。事実確認の結果は校長が教育委員会に報告するとともに、被
害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への対応

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。その際は「あなたが悪いのでは
ない。必ず守る。」ということをはっきり伝える。また、個人情報の取り扱い等、プ
ライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、できるだけ迅速に保護者に事実関係を知らせるとともに、い
じめを受けた児童にとって信頼できる友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、
当該児童に寄り添い支える体制を作る。いじめを受けた児童が安心して学校生活
を送ることができる環境の確保を図る。

(3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速や
かに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携し
て以後の対応を行うとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財
産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、い
じめた児童の背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮
する。個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

教育上必要と認めるときは、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第
11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十
分に協議の上で行う。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止め
ることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担す
る行為であることを理解させる。

いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を、学級全体の問
題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係
を修復し、好ましい集団活動ができるよう、全ての児童に行き渡らせるようにする。

(5) 教育委員会との連携

いじめを把握した場合、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、その後の経過観察・解消等の状況も、適宜教育委員会に報告し、連携を図る。

8 児童の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動（児童会・委員会活動、学級活動等）の中で、いじめ防止に対する取り組みを行うよう指導する。

その際、次のような内容が考えられる。

- 「多様性」を認め合える学校や学級とはどんなものか
 - どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
 - いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか
 - その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか
- また、児童が主体的に活動できるようにするために、教職員は以下の点に留意する。
- 学校全体としていじめを許さない意思の形成と、人権を尊重し他者を傷つけない学校文化の形成
 - すべての児童が居場所と役割を感じることができる学級づくりや行事の活性化
 - 児童の活動を、特別活動をはじめとする教育課程に位置づけ、指導の方向性を明確にする
 - 学校の全ての教育活動を通じた、児童の自尊感情や社会性の育成

9 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。また、児童の些細な変化に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

児童一人一人が自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど児童理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員が共有し、個別の事例研究を行うこと等により、共通理解を図る。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

いじめ防止等の研修は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導、学級経営、集団づくり、授業づくり、児童理解等々、多様なテーマに及ぶものであり、積極的に意義を見出し、共通認識や問題意識が形成されるように行う。

- 少なくとも年に1回以上行う
- 年間計画に位置付けて行う
- 形骸化することなく、実態に応じた内容で行う

1 0 教職員がゆとりを持って児童と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

1 1 ネット上のいじめへの対応

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では「授業づくり」「集団づくり」「児童の主体的な活動」等の取り組みとともに、児童、保護者に対して、警察や通信会社等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、児童の些細な人間関係や生活、心情の変化を捉えるため、アンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じることとする。

こうした措置をとるにあたり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切な援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知する。

1 2 学校園間の連携

学校間の連携については、日頃から児童や教職員による交流を積極的に行い、互いに関係を深めておかなければならない。

定期的に開催される生徒指導連絡協議会や保幼小中連携プロジェクト委員会を活用し、中学校区毎の情報交換の中で、地域や幼児児童生徒の実態、各校の教育委方針・取り組みの交流を行い、15年間を見通した教育の連携を推進する。

1.3 家庭、地域との連携

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

学校は、保護者や地域の協力を得るために日頃から開かれた学校づくりに努めると共に、ホームページや学校通信等でいじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取り組みを配信するほか、オープンスクールの実施や開かれた学校づくりに努める。

1.4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

推進法28条第1項に規定されているように、「重大事態」とは、次のように定義する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態と捉える。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態として捉える。

(2) 調査

①調査主体と調査組織

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対処を行い、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、必要に応じて、調査組織に外部人材の参画を図る。

②事実関係を明確にするための調査

- いじめを受けた児童から聞き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。その際、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

○いじめを受けた児童から聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、他の児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。その際、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

③調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明責任を有する。

この情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、提供する。ただし、いたずらに個人情報を盾にして、説明を怠るようなことがあってはならない。

調査結果については、市長に報告する。いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を添えて市長に報告する。

1 5 その他の事項

(1) 添付参考資料

- 資料1 校内組織体制・対応
- 資料2 年間指導計画
- 資料3 こころとからだのアンケート
- 資料4 いじめ早期発見のためのチェックリスト
- 資料5 いじめについて相談するところ

(2) その他参考となる資料

○市教育委員会「宝塚市いじめ防止基本方針（改訂版）」

http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/res/projects/default_project/page/001/09/264/kihonhoushin_201907kaitei2.pdf

○県教育委員会「いじめ対応マニュアル」

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyuaru2908.pdf>